

広島県告示第五百六十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和二年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島通信病院	広島市中区東白島町一九番一六号	令和五年五月六日	更新
医療法人社団まりも会ヒロシマ平松病院	広島市南区比治山本町一番二七号	令和五年五月六日	更新
生協さえき病院	広島市佐伯区八幡東三丁目一番二九号	令和五年五月六日	更新
医療法人社団啓卯会村上記念病院	尾道市新浜一丁目一四番二六号	令和五年五月六日	更新
医療法人社団数佐整形外科医院	東広島市八本松東七丁目八番一五号	令和五年五月六日	更新
楠本病院	福山市曙町三丁目一九番一八号	令和五年五月六日	更新